

平成23年6月2日
岡山市消費生活センター

震災関連の便乗商法にご注意を！！

事例1：温泉付き有料老人ホームの利用権の買い取り等の勧誘

温泉地にある老人ホームの資料が届いた。翌日資料送付元とは別の業者から、「今なら1口20万円で販売されている老人ホームの入居権を30万円で買い取る。東日本大震災で被災した人達の住宅が不足しており、どうしても必要なので1口でも2口でもいいので買ってほしい。」と勧誘の電話が何度もかかってきた。

事例2：震災を口実に訪問する貴金属の買い取りサービス

「震災で医療器具が大量に必要なになった。医療器具を作るための貴金属が足りない。特に不足している心臓ペースメーカーに使うための金属を探している」と訪問があり、業者に言われるままイヤリング等のアクセサリを約10点売ってしまった。



被害にあわないためのアドバイス

「被災者のためになるのに、なぜ購入しないのか」などとしつこく勧誘される事例も確認されています。相手の業者や団体が信頼できるのか、また、本当に被災者支援に使われるのかをよく確認しましょう。

心臓ペースメーカーなどの医療機器は、震災後一部商品の供給に影響がありましたが、現在はある程度供給は安定しており、一般家庭から原材料を集めるほど足りないことはないようです。

いったん業者に渡った貴金属を取り戻すことは大変困難なので、本当に買い取ってもらう必要があるかどうか、よく考えてから契約しましょう。

少しでも不審に感じたり、契約に納得がいけないときは消費生活センターに相談するようにしましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時